



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○道路の区域の変更（道路管理課）…………… 1

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・4件（中小企業支援課）…………… 1

○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 2

○特定調達契約に係る落札者の決定・2件（県立南部工業高等学校）…………… 3

人事委員会事項

○令和3年度における特別休暇の特例に関する規則…………… 3

○令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則…………… 3

告 示

沖縄県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和3年10月26日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字池間添1108番2地先から 宮古島市伊良部字池間添1083番まで	9.4m ～ 214.0m	240.0m
新	宮古島市伊良部字池間添1108番2地先から 宮古島市伊良部字池間添1083番まで	9.4m ～ 203.5m	240.0m

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 法第8条第1項の規定による本部町の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム1番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岩村康次
- 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 かねひで運玉ゆいゆいプラザ 与那原町字与那原1104番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 新垣秀彦
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 法第8条第1項の規定による本部町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年10月26日から同年11月26日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画景観地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 西海岸景観地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年10月26日

沖縄県立南部工業高等学校長 宮 里 哲

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部工業高等学校 八重瀬町字富盛1338番地
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 42,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年7月9日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年10月26日

沖縄県立南部工業高等学校長 宮 里 哲

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 F A実習装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部工業高等学校 八重瀬町字富盛1338番地
- 3 落札者を決定した日 令和3年9月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 落札金額 31,812,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年7月27日

人事委員会事項

令和3年度における特別休暇の特例に関する規則を次のように定める。

令和3年10月26日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第9号

令和3年度における特別休暇の特例に関する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）第8条の2第2項の規定の適用については、令和3年度にあつては、同項中「一の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月1日以後に新たに職員となった者については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年10月26日から施行する。

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則を次のように定める。

令和3年10月26日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第10号

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）第7条第10号の規定の適用については、令和3年度にあつては、同号中「1の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかつた者及び同年11月1日以後に採用された会計年度任用職員については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年10月26日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---